

JMRC近畿アベレージラリー共通規則書

第1章 総 則

本共通規則は2017年に開催されるJAF近畿地域クラブ協議会（以下JMRC近畿と称する）アベレージラリーシリーズ競技会に適用される。本共通規則書に記載されていない競技運営に関する実施細目および指示項目は、各競技会特別規則書および公式通知によって示される。尚、各競技会特別規則書に記載された内容は、その指示する範囲において本共通規則より優先する。また、各競技会の競技参加者およびクルーは2017年JAF国内競技規則、2017年JAF国内競技車両規則、JAFの公示、本共通規則および各競技会特別規則を熟知・承認して参加するものとする。

第2章 特別規則書に記載する内容

公 示

FIA国際競技規則およびその附則に準拠した一般社団法人日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則およびその附則、JMRC近畿共通規則および本大会特別規則に従って開催される。

第1条 競技会の名称

2017JMRC近畿アベレージラリーシリーズ第〇戦
〇〇ラリー

第2条 競技種目

ラリー（四輪自動車によるリライアビリティラン）

第3条 競技会の格式

JAF公認：（準国内/地方/クローズド）格式競技
公認番号：2017-33〇〇号

第4条 開催日程

2017年 月 日（ ）～ 日（ ）〇日間

第5条 開催場所および競技距離

〇〇をスタートする約〇〇km

第6条 競技内容

第1種アベレージラリー
コースの総距離 約〇〇km
路面の種類

第7条 オーガナイザー

JAF登録加盟クラブ「名称、所在地、代表者氏名」

第8条 大会役員

組織委員長：
組織委員： 組織委員：

第9条 競技会主要役員

【審査委員会】
審査委員長：（JMRC近畿派遣）
審査委員：（組織委員会任命）

【主要オフィシャル】
競技長： 副競技長：
コース委員長： 計時委員長：
技術委員長： 救急委員長：
事務局長：

第10条 参加申込および参加料

参加申込は、JAF公認ラリー参加申込書（JMRC近畿統一様式、
なお、クローズドにあつてはオーガナイザーが指定する様式にできる）
に必要事項を正確に記入し、参加料などを添えて行うこと（受付期間
内必着）。

参加申込先および問合せ先（大会事務局）：

参加受付期間： 提出書類： 参加料：

その他（サービス他、有料の場合には全て記載）

第11条 競技会に有効な保険

競技参加者は、ラリー競技に有効な対人賠償保険（又は各種共済等）及び搭乗者保険（又は各種共済等）に加入すること。

○未加入者は、主催者の特別規則書等に記載された手続きを行うこと。
○当該競技会に有効な任意保険に加入済みの競技参加者は、保険証書または保険の加入を証明できる書類の写しを必ず同封すること。

第12条 競技のタイムスケジュール

受付： 車両検査： ブリーフィング：
スタート（1号車）： ゴール（1号車予定）：
再車両検査： 表彰式（予定）：

第13条 賞典

第3章 競技参加に関する基準規則

第14条 参加資格

1. 競技参加者は当該年有効なJAF競技参加者許可証を所持していなければならない。但し、クルーが競技参加者を兼ねる場合、この限りではない。
2. クルーは当該年有効なJAF国内競技運転者許可証B以上を所持していること。但し、クローズド部門については、この限りではない。
3. クルーは参加車両を運転するのに有効な運転免許を所持していなければならない。
4. クルーが20歳未満の場合は、親権者の承諾を必要とする。
5. クローズド部門については、クルーは自動車検査証に記載された定員までとする。但し、完走が認められる者は、ドライバー及びナビゲーターの2名とする。

第15条 参加車両

2017年JAF国内競技車両規則ラリー車両規定（RN・RJ・RR・RF・RPN・AE）に従った車両およびF車両で、下記の条件を満たすこと。

1. 車両に装着された騒音防止装置は道路運送車両法の保安基準に適合するものであること。
2. 2017年JAF国内競技車両規則で定められた消火装置を装備すること。但し、F車両での参加はその限りでない。
3. 非常用停止表示板（三角）2枚、赤色灯、非常用信号灯、牽引用ロープ、救急用品を携行していること。

<F車両>

道路運送車両の保安基準に適合し、公道を走行するに足る条件を満たしている量産車両。アベレージラリー競技会にのみ参加できる。

第16条 参加台数

参加台数は、原則として全クラスを通じ最大60台とする。申込台数が60台を超えた場合は、競技会組織委員会の選考により決定する。

第17条 クラス区分

排気量区分なし

第18条 参加受理

1. 競技会事務局に於いて、競技参加者の正式受理を決定し参加受理書で通知する。なお、通知方法はファクシミリまたはeメール等のオーガナイザーが定めた電子的手段によって行うことも可能とする。
2. 参加不受理の場合は、事務諸経費2000円を差し引いて参加料を返還する。また、正式参加受理後、参加料および提出書類は一切返還されない。
3. 正式参加受理後のクルーの変更は認められない。但し、ナビゲーターについては、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りでは

ない。

4. 参加車両の変更は、同一クラス内に限り競技会3日前までに競技会審査委員会が認めた場合変更できる。
5. オーガナイザーは競技参加者に対して、その理由を明示する事なく参加を拒否する権限を保有する。

第4章 競技に関する基準規則

第19条 競技会受付（参加確認受付）

競技会受付では、競技参加者許可証、参加受理書、クルーの運転免許証・競技運転者許可証・健康管理カード・JMRC近畿個人会員証、参加車両の自動車検査証・自動車損害賠償責任保険証、ラリー競技に有効な自動車保険証書（加入が明確に確認できるもの、写し等は不可）等必要書類を速やかに提出すること。

第20条 車両検査

技術委員により参加車両の検査、サービス作業の管理およびマーキング・封印を行う。車両検査の可否の最終的な判定は技術委員長長の判断となる。

1. 車両検査はタイムスケジュールに従って指定の場所で受けなければならない。車両検査を受けていない場合（競技会審査委員会が不可抗力と認めた場合を除く）および車両検査不合格の場合（競技会審査委員会は規則に合致させるための限られた修復時間を与える場合がある）はそれ以降の出走はできない。
2. 出走前車両検査は第15条、第31条および保安部品、安全装備を重点的に行う。追加走行用前照灯、前部霧灯を使用する場合は出走前車両検査時に確認を受け、その状態を維持すること。
3. ラリー終了後、指示された車両に対し最終車両検査を行う。また、競技会審査委員会または競技会技術委員長が必要と判断した場合、もしくは抗議の内容により必要とされる場合、分解を伴う検査を行う。最終車両検査の対象になった競技参加者はその指示に従うこと。その際の分解、組付けに必要な工具・部品・費用は全て競技参加者の負担とする。
4. カーナンバーはオーガナイザーが決定する。オーガナイザーより配布されたゼッケン（全周テーピング）、JAF公認競技会之証、広告是指定された位置に正しく貼付されなければならない。

第21条 チェックポイント（CP）

1. CP（計時地点）はCP看板又は白線にて明示し、看板は原則として進行方向の左側に設置され、その確認はクルーの義務とする。
2. CPには逆進入および並進入してはならない。並進入の場合、進行方向右側の車両は計時されない（CP不通過）。
3. CPではオフィシャルの指示に従い、チェックライン通過後、計時車両付近で停止し、チェックカードの交付を受けること。また、計時車両付近で後退してはならない。
4. チェックカードの記入内容を確認の上、速やかに車両を前方に移動すること。
5. タイムカードの記入内容に関する訂正および再発行の請求は、計時を受けたCP責任者（CPチーフ）に対して行うものとする。また、その際には後続車両の進行の妨げにならない位置に停車後、下車して行い、CP役務を妨げず、請求に要した時間は考慮されない。
6. CPは先頭スタート車の到着予定時刻20分前までに開設し、最終スタート車の到着予定時刻の20分後に閉設される。
7. CPチーフは、CP付近での違反行為・ルールや指示の無視・著しい車体や保安部品や排気系統の破損・故意の時間調整を確認した場

合、リタイヤ勧告またはペナルティを課す権限を有する。

第22条 パスコントロールポイント（PC）

ルート上にPC（指示速度変更地点）を設定し、指示速度を変更することがある。この場合の正解時間の計算は秒未満を切り捨てる。また、PCの確認はクルーの義務とし、PCが目標物の場合は原則として進行方向の左側より設置されているものとする。

第23条 計時

1. オフィシャルの用意する時計（公共の電波等を用いて校正されたものに限る）によって計時される。
2. 計時は、車両の前輪の中心がチェックラインを通過した時刻を計測する。
3. CPにおける計時は、秒未満を切り捨てる。
4. CPのスタート時刻は、チェックカードに記入された時刻とする。

第24条 減点

原則として、各CP間において、正解所要時間と各クルーの所要時間の差、早遅1秒につき1点の減点とし、各CP間の減点を加算して合計減点とする。

第25条 ペナルティ

下記の行為をオフィシャルが確認した場合、その判断により次のとおりペナルティが課される。

1. 受付、タイムカードまたはコントロールシート提出に遅れた場合、1分につき10点。
2. 競技参加者およびクルーがブリーフィングに遅刻した場合、競技会審査委員会の裁定により失格を上限、60点を下限とする。
3. チェックカード、コントロールシートの計算誤りをした場合、1ヶ所につき10点。
4. サービスパークにおいて、サービス管理者の指示に従わなかった場合、1回につき60点。またサービス員がこの行為を行った場合、当該サービス員のサービス対象であるクルー全てがペナルティ対象となる場合がある。
5. 第29条罰則において課されるペナルティ。

第26条 順位決定

減点合計とペナルティの和をもって総減点とし、総減点の少ないものを上位とする。

総減点が同じ場合は下記の順により順位を決定する。

1. 0減点区間が多い者。
2. ペナルティの少ない者。
3. 各区間の二乗減点の合計が少ない者。
4. 競技会審査委員会の決定による。

第27条 リタイヤ・競技の離脱

1. 競技会受付終了後、出走しない場合、また出走後、途中で棄権する場合は直ちに最寄りのオフィシャルにその旨を記した書面（リタイヤ届）をもって申告すること。提出が不可能の場合は電話等の手段で競技会事務局（大会本部）に連絡すること。
2. リタイヤまたは失格となり競技を離脱する場合は、直ちにゼッケン・ラリー競技会之証および競技関係貼付物を取り除くこと。

第28条 競技の中断、又は打ち切り

1. 競技会審査委員会は保安上もしくは不可抗力などにより競技の運営に支障がある場合、競技会の延期、中止、短縮および内容の変更を決定することができる。
2. 延期されたために競技会への参加が不可能となった場合、オーガナイザーの指示する期間内に返還請求を行うことにより参加料は返

還される。

3. 中止になった場合、参加料は返還される。
4. 競技の進行が全ての参加車両に対して、不可能になった場合または他に及ぼす影響等で競技の続行ができなくなった場合、競技会審査委員会の承認のもと競技長の判断により、打ち切りおよび特定区間の中断を行う。
5. 競技が打ち切りになった場合の成績は、競技打ち切り時点までにおけるものとし競技は成立する。また、打ち切りおよび特定区間の中断により、クラスごとに採点される区間が異なる場合がある。

第29条 罰則

下記の事項をオフィシャルに確認された場合、競技会審査委員会の裁定により出場停止（失格）、罰金、ペナルティが課される。ただし、罰金と他の罰則は重複して課することができる。

○出場停止（失格）項目

1. 競技会受付時に不備があるとき。
2. 定められた時刻に出走前車両検査を受けなかった場合。（競技会審査委員会が、不可抗力と認めた場合を除く）
3. 出走前車両検査において規則に適合しないと判断された場合。
4. 競技参加者およびクルーがブリーフィングに欠席したとき。

○失格およびオフィシャルに失格勧告される項目

5. 交通事故を起こしたとき、または、道路交通法に違反したとき。
6. リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。
7. 走路妨害を含め他のクルーに対して故意の妨害行為を行ったとき。（妨害された競技参加者の申告により競技長が認めた場合も含む。）
8. 競技参加者やクルー、その関係者による不正行為があったとき。
9. 著しいマナー違反や競技者としての態度や品行に問題があるとき。
10. 競技中にクルー1名の離脱および乗員または車両を変更したとき。
11. 他車による牽引、運搬等により競技進行をしたとき。
12. クルーの過失によりチェックカードの発給を受けなかった場合。
13. CP逆進入、CP不通過あるいはチェックカード紛失により採点不可能の区間があるとき。
14. チェックカード、コントロールシートを改竄したとき。
15. 車両規則違反が発見されたとき。
16. 最終車両検査を拒否したとき。
17. 著しく車体や保安部品及び排気系統の破損をしたとき。
18. オフィシャルの重要な指示に従わなかったとき。
19. 国内競技規則第1種アペレージラリー開催規定第6条、遵守事項に対する重大な違反が発覚したとき。

○競技会審査委員会の裁定により失格、出走不可、罰金、ペナルティが課される場合がある項目

20. 競技参加者またはクルーがブリーフィングに遅刻したとき。
21. 第20条車両検査に定められた必要書類を持参しなかったことにより車両検査オフィシャルが当該車両の適合性について確認できなかった場合。
22. 競技中に無線機および携帯電話を使用したとき。（緊急を要する場合の警察・消防・競技会本部への携帯電話の使用はこの限りではない）
23. 競技中にクルー以外の第三者を競技車両に乗せた場合。（負傷者を搬送する場合を除く）
24. 定められたラリー行程から離脱した場合。（競技会審査委員会が不可抗力と認めた場合を除く）
25. 各クルーのCP通過正解時刻に対し15分以上の早遅着があったと

き。

26. オフィシャルの指示に従わなかったとき。
27. 各諸規則および本共通規則、競技会特別規則に関する重大な違反があったとき。

第5章 サービスに関する基準規則

第30条 サービス（整備作業）

1. サービス登録は所定の登録用紙にて申込むこと。
2. サービスを行う場所は競技会受付にて指示する。
3. サービスの範囲
 - (1) タイヤの交換
 - (2) ランプ類のバルブの交換
 - (3) 点火プラグの交換
 - (4) Vベルトの交換
 - (5) 各部点検増締
 - (6) 上記(1)～(5)以外にオーガナイザーが定める範囲
4. サービス実施後は必ず担当オフィシャルの確認を受けること。
5. 本条4の範囲以外に何らかのサービスを行う必要がある場合は、技術委員長長の許可を得ること。

第6章 その他の安全規定

第31条 クルーの装備

安全ベルトは必ず装着し、オーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットを着用すること。

第32条 一般安全規定

1. オーガナイザーの指示のある区間はサイドウィンドウを閉じて走行すること。
2. 事故や何らかのトラブルにより停止した場合、非常用停止表示板（1つは50m以上手前の停止車両側に配置）・赤色灯・非常用信号灯を用いて後続車両に適切な合図を行わなければならない。
3. 他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じないように留意すること。
4. 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は、安全かつすみやかに進路を譲ること。

第7章 抗議

第33条 抗議

1. 参加者は自己チームが不当に処遇されていると判断するときは、抗議することが出来る。但し本規則に規定された参加拒否、又は競技役員が課した判定に対する抗議は受け付けない。
2. 抗議は抗議対象となる理由を具体的に文書に記述し、一件につき20,900円の抗議料を添えて競技長を経て競技会審査委員会に提出しなければならない。
3. 口頭及び連名による抗議は、一切受け付けない。
4. 競技中の過失または反則に関する抗議は、自己のタイムカードまたはコントロールシート提出時間内に行わなければならない。
5. 競技成績に関する抗議は、暫定結果発表後30分以内に行わなければならない。
6. 競技会審査委員会の裁定結果は、審査委員長より口頭にて当事者に通告される。

第8章 損害の補償

第34条 損害の補償

1. 競技参加者、クルーは参加車両およびその付属品が破損した場合および第三者に損害を与えた場合、その責任を自己が負わなければならない。

2. 競技参加者、クルーはJ A F、オーガナイザー、大会役員、オフィシャル、道路管理者、警察および関係省庁が一切の損害事故の責任を免除されていることを了承しなければならない。すなわち競技役員がその役務遂行に最善を尽くすことはもちろんであるが、競技参加者、クルー、サービス員の負傷、死亡その他車両の損害賠償に対してJ A F、オーガナイザー、大会役員、オフィシャル、道路管理者、警察および関係省庁は一切補償責任を負わない。
3. 競技参加者、クルー、サービス員が競技中に起こしたオーガナイザーおよび役員車またその設備や道路関係施設、会場施設・備品、樹木等の事故はいかなる場合も競技参加者が責任をもって賠償するものとする。

第9章 規則の解釈および施行

第35条 罰則について

競技参加者、クルー、サービス員などが、F I A国際競技規則、同付則およびJ A F国内競技規則、同付則、本共通規則、競技会特別規則、J A Fの告示、公式通知のいずれかに違反したときはJ A F国内競技規則に従い罰則（訓戒・罰金・競技会出場停止・資格停止・資格取消）が競技会審査委員会またはJ A Fの決定により課される。

第36条 本共通規則の解釈

本共通規則、競技会特別規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

第37条 本共通規則の施行ならびに記載されていない事項

1. 本共通規則の適用は本シリーズ競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
2. 本共通規則に記載されていない競技に関する事項は、J A F国内競技規則、同付則に従う。
3. 公式通知はその示す範囲において、すでに示された事項に優先する。
4. 各規則書発行後、J A Fによって決定された事項は、すべての規則に優先する。

以上